

# 令和4年第6回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第121号	上越市特別会計条例の一部改正について	財政課	1～2
議案第122号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	3～6
議案第102号	令和4年度上越市一般会計補正予算（第5号）	用地管財課	7～10

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 1 号
提 出 課	財政課

## 上越市特別会計条例の一部改正について

### 1 改正理由

令和 4 年度末をもって工業用水道事業を廃止することに伴い、同事業会計の出納を整理するため、工業用水道事業清算特別会計を設置するもの

### 2 改正内容

工業用水道事業清算特別会計を設置する。(第 1 条関係)

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

### 4 上越市特別会計条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(設置) 第 1 条 略 (1)及び(2) 略 (3) 介護保険特別会計 <u>(4) 工業用水道事業清算特別会計 (追加)</u>	(設置) 第 1 条 略 (1)及び(2) 略 (3) 介護保険特別会計

※工業用水道事業会計は、地方公営企業法に基づき設置している。

## 工業用水道事業の廃止に伴う上越市特別会計条例の一部改正について

### 1 工業用水道事業の廃止について

#### (1) 概要

昭和60年に旧大潟町が給水を開始して以来、1日最大供給量(1,500<sup>3</sup>m)の全量を直江津精密加工株式会社(以下「供給先事業者」という。)1社に供給しており、かつ県揚水設備設置許可の制限により、新たな井戸掘削が認められないため、今後とも1社への供給しかできない状況であることから、令和5年3月末で工業用水道事業を廃止し、供給先事業者へ事業資産を売り払うもの。

#### (2) 処分財産・売払価格(令和5年3月末 固定資産帳簿価格)

財産区分	施設・設備名	売払価格	備考
土地	深井戸施設用地 所在地：上越市大潟区渋柿浜 字五ヶ割 864 番 1、865 番 1 登記地目：山林 面積：316.00 m <sup>2</sup>	3,013,479 円	非課税
建物	取水ポンプ室(CB造) 15.08 m <sup>2</sup>	1,014,755 円	消費税込み
構築物	深井戸(φ300mm 深度261.5m)、構内配管、フェンス、深井戸ピット	3,070,780 円	〃
機械装置	取水ポンプ電気設備、電気計装設備、遠方監視システム、データ伝送システム、水質計測機器、原水取水流量計、非常用発電機、非常用発電設備、深井戸水中ポンプ	9,825,731 円	〃
水道メーター	水道メーター(電磁流量計φ150mm)	394,326 円	〃
導管本支管	配水管(ダクタイル鋳鉄管φ200mm L=416.0m)	10,823,473 円	〃
計		28,142,544 円	

### 2 上越市特別会計条例の一部改正について

工業用水道事業廃止後、同事業会計の清算処理を行うため、工業用水道事業清算特別会計を設置する。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 2 2 号
提 出 課	財政課

## 上越市手数料条例の一部改正について

### 1 改正理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、引用条文を整備するもの

### 2 改正内容

県に準じて、設計住宅性能評価書の説明表記について文言を整備する。

(設計住宅性能評価書の断熱等性能及び一次エネルギー消費量の等級の記載箇所を削除する。)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(Ⅲ) 略</p> <p><b>第 1 1 2 号 別掲のとおり</b></p> <p>(Ⅱ) 略</p> <p>ア 住宅部分で基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第 4 4 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____」を「建築物省エネ法第 4 4 条</p>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(Ⅲ) 略</p> <p><b>第 1 1 2 号 別掲のとおり</b></p> <p>(Ⅱ) 略</p> <p>ア 住宅部分で基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準による場合の認定の申請をする場合 「建築物省エネ法第 4 4 条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書<u>(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 (建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級 4 又は等級 5) に適合していること。)</u>」を「建築物省エネ法第 4 4 条</p>

改 正 案	改 正 前
<p>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____」と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(114)～(139) 略</p>	<p>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第2項の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（<u>日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5）に適合していること。</u>）」と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(114)～(139) 略</p>



(別掲)

改正前

(112) 略

ア 略

建築物の区分	建築物省エネ法第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（ <u>日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物省エネ法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級4又は等級5）に適合していること。</u> ）の写し（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合
(略)		

イ及びウ 略

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第102号
提出課	用地管財課

歳出科目 (P18～P19)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
庁舎管理費	157,723	14,993	172,716

主な補正財源		主な経費	
一般財源	14,993	需用費	14,993

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる市役所木田庁舎の電気料金及びガス料金を増額するもの

【補正内容】

○電気料金

区分	補正前	補正額	補正後
木田第一・第三庁舎	17,251	7,007	24,258
木田第二庁舎	8,572	1,984	10,556
合計	25,823	8,991	34,814

○ガス料金

区分	補正前	補正額	補正後
木田第一庁舎ボイラー	5,489	3,878	9,367
木田第一庁舎小型空調パッケージ	1,083	393	1,476
木田第二庁舎小型空調パッケージ	701	1,731	2,432
合計	7,273	6,002	13,275



歳出科目 (P20～P21)	2款1項22目	駐車場管理費
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
駐車場管理費	9,293	326	9,619

主な補正財源		主な経費	
一般財源	326	補償、補填及び賠償金	326

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、電気料金及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分を指定管理者にエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	326	326
エネルギー価格高騰補填金	0	326	326

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市大手町駐車場	72	上越市本町三丁目商店街振興組合
上越市高田駅前立体駐輪駐車場	254	

歳出科目（P20～P21）	2款1項26目	市民プラザ費
---------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民プラザ管理運営費	128,481	9,959	138,440

主な補正財源		主な経費	
一般財源	9,959	補償、補填及び賠償金	9,959

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、電気料金及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分を指定管理者にエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	9,959	9,959
エネルギー価格高騰補填金	0	9,959	9,959

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越市市民プラザ	9,959	株式会社上越シビックサービス

歳出科目 (P22～P23)	2款7項1目	総合文化施設運営費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
リージョンプラザ上越管理運営費	174,790	21,114	195,904

主な補正財源		主な経費	
一般財源	21,114	補償、補填及び賠償金	21,114

【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、電気料金及び都市ガス料金が急激に上昇していることから、市と指定管理者との協定に基づき、増加分を指定管理者にエネルギー価格高騰補填金として支給するもの

【補正内容】

○エネルギー価格高騰補填金

科目	補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	0	21,114	21,114
エネルギー価格高騰補填金	0	21,114	21,114

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
リージョンプラザ上越	21,114	新東産業株式会社